

# 後見事務の実際

ぱあとなあ佐賀会員  
社会福祉士 江藤 渉

1

## 今回報告する対象者の概要

- A氏（70代女性） 後見類型・・・保佐
- 唐津在住で市内の老人保健施設に入所中。軽度の認知症に加えて、統合失調症のため妄想や理解力低下が顕著に見られる。
- 市内の自宅には弟B氏が在住。また市内の特養に母親のC氏が入所している。
- 弟のB氏は統合失調症を患っており、自分の思い通りにならないと他者に対しての暴言や威圧的な言動がある。判断力も不十分。
- 母親のC氏は寝たきりで認知症も重度で意思の確認は困難。B氏が母親であるC氏の預金通帳等を管理している。

2

## 申立てに至った経緯

- 申立人・・・本人申し立て
- もともと弟のB氏と母親のC氏と同居していた。長年弟のBと折り合いが合わず、けんかが絶えない状況で、何度も警察や市役所に相談をしていた。
- 被後見人であるA氏が徐々に歩行困難な状態となり、それに伴いB氏からの暴力が一方的になったため、一時保護の目的で老人保険施設に入所となる。その当時には母親も寝たきりとなり、特養に入所している。
- 通帳や印鑑は入所の際に担当のケアマネージャーが施設に持ってきたが、預金の引き出しや支払いも出来ないため、保佐の申立てに至る。

3

## 預貯金の管理

- 保佐受任とともに本人（施設）より預金通帳と印鑑を預かった。
- その後速やかに金融機関に届け出を行った。  
（本人の申し出による口座解約や、預貯金が引き下ろされることを防ぐため）

金融機関で求められる書類については次ページの通り。

（金融機関により取り扱いが異なるケースがあるので要確認）

4

## 金融機関で求められた書類

- A氏の成年後見人であることが証明できる書類
  - ・ 登記事項証明書または
  - ・ 保佐開始の審判所の写しと家庭裁判所が発行する審判確定証明書（確定証明書は家裁に申請する）
  
- 法人証明できる書類
  - ・ 佐賀県社会福祉士会の登記事項証明書と印鑑証明書（社会福祉士会事務局から預かる）

5

## 通帳の代理人設定

- 代理人設定が行われた預金通帳は、別紙1-①のように書き換えられる。
  
- 預貯金の取り扱いに使用する印鑑は、通常は担当者の印鑑を設定できるため、今回も担当者である私の私印を設定した。（代理人の設定をする場合には、取り扱いで使用する印鑑を持参する。）
  
- 今回の金融機関ではキャッシュカードや通帳の暗証番号の設定ができなかったため、預貯金の入出金は全て窓口となる。（金融機関によってはキャッシュカード作成や暗証番号設定可の機関もありATMの取り扱いができる金融機関もある。）

6

## 複数の通帳の取り扱い

- 同金融機関で別の通帳がないかの照会を依頼し、同金融機関に2冊目のA氏名義の口座番号が見つかった。
- 2冊目の預金通帳については「紛失・再発行届」、その後「代理人の手続き」を行った。
- 2冊目の通帳については、3ヶ月程度そのままにしておき、入出金が行われていないことを確認した後に解約、1冊目の預金通帳に預金を一本化した。

7

## 預貯金の管理

- 預金通帳と印鑑は保佐人が管理し、通帳と印鑑をそれぞれ分けて鍵のかかる場所で保管することとした。
- 預貯金を引き出すときは、同日の手続きであってもある程度はその用途ごとに数口に分けて出金の手続きを行うとともに、その用途を通帳に記入するなどして、わかりやすく管理するようにした。  
(別紙1-②)
- A氏に関しては、保佐類型とある程度の理解力もあり、A氏本人も自身の預貯金額がどうなっているか知りたがっていたため、毎月1回の面会の際に預金通帳をA氏に提示して確認をもらった。

8

## 高額預金の取り扱い

- A氏の預貯金額が600万円と高額であったため、被保佐人に了解の上、500万円を定額預金として別管理とした。  
(佐賀県社会福祉士会では、不正防止等の観点から高額の前金について会の事務局で別管理することとなっている)
- 500万円の預金額については、A氏の生活状況が安定し、かつ収支状況も安定して増えていることから、100万円程度の小口預金があれば安定した生活の継続が可能と考えたため。
- 金融機関の破綻などで担保される預金額は1,000万円（ペイオフ制度）であることから、1,000万円を超える預貯金については別金融機関にする必要がある。

9

## 遺産相続手続き

- 母親であるC氏が死亡し、被保佐人であるA氏と弟であるB氏により遺産分割協議をする必要が発生した。
- 法定相続としては第1順位であるA氏とB氏が2分の1ずつの相続となる。
- 相続財産としては、母親の預貯金と土地家屋が考えられた。預貯金はB氏が管理していたため、その額は不明。

10

## 遺産相続に関する法定相続人の意見

- A氏としては、「法定相続分で、相続できる分はしっかりと相続したい」との意向があった。
- B氏としては、「これまで母親の面倒を見てきたのは自分なので、A氏には相続を辞退してほしいし、何も渡すつもりはない。そもそも10年以上も前に親から数百万円の生前贈与があったはずであるから、これ以上相続するのは不公平だ」との意見があった。
- 以上、両者ともに意見が分かれる状況であった。

11

## 預貯金の対応

- B氏に対して母親の通帳がどこの金融機関であるか確認するも教えてもらえず、主要な金融機関を周りC氏の預貯金の現存確認を行った。C氏が死亡したことが分かる書類・C氏とA氏が親子であることが分かる書類・A氏の後見人であることが証明できる書類。
- 結果、2通の通帳が現存することが判明したため、取引記録を過去5年分の取引明細を取り寄せるとともに、口座から勝手に引き下ろせないように凍結の手続きを行った。
- C氏死亡直前に50万円程度の現金が引き出されていたことが判明した。預貯金は15円のみと殆どの預貯金が引き出されていた。また過去、年金が定期的に入金されていたが、その都度出金されていた。

12

## 土地家屋の対応

- 土地、家屋については、某司法書士事務所から保佐人に連絡があり「B氏が土地建物の全てを相続すると話しているなのでその通り進めて良いか」との連絡があったため、承知していない旨の返答を行った。
- 結果、2分の1の相続で話が進められた。（法定相続分は相続人双方の承諾がなくとも手続きを進めることが可能とのこと）

13

## 弁護士への相談

- 佐賀県社会福祉士会での弁護士相談の際に、今回の件について相談した。
- 預貯金について、相続の対象となる金額は死亡時に出金された約50万円が対象となり、それ以前に引き出された年金などについては原則は相続の対象にすることは難しいこと。
- 土地、家屋については2分の1の相続となる。相続手続きはB氏が勝手に進めたこともあり、そのことを相談した。法定相続分であり、必ずしも法定相続人双方の了解がなくとも進めることが可能とのことであった。
- 預貯金を請求しない代わりに、今後発生する土地家屋の固定資産税（A氏所有分含む）、また土地建物に関しての管理をB氏に求めるような提案が出来るのではないか、との助言を受ける。

14

## 遺産分割協議と家庭裁判所への報告

- A氏に弁護士への相談内容を伝え、提案のあった内容で良いかとの確認を行い、了解を得た。
- B氏に遺産分割の案について、別紙2（遺産分割協議書）の通りで良いか提案を行い、了解を得た。
- 遺産分割協議書に法定相続人双方は署名押印し、家庭裁判所に上申書を提出した。（別紙3上申書）

15

## まとめ

### 【預貯金の管理について】

- 通帳はなるべく一本化し、管理がしやすいようにする。複数の金融機関になると活動の手間がかかる。
- 金融機関によって取り扱いが異なる。日々の活動に支障のない金融機関を選ぶ。
- 高額の預貯金は定期預金等へ。資産運用については、元本が保証されない（株式・投資信託等）ものは望ましくない。
- 現金での管理は紛失などのリスクもありなるべく避ける。場合によっては貸金庫の利用も考える。佐賀県社会福祉士会では高額預金の通帳は会事務局に提出し、貸金庫で管理となっている。

16



## まとめ

### 【遺産分割協議について】

- 今回のケースでは法定相続人間での意見の相違があり、円滑な遺産分割協議とならなかった。
- 被後見人の利益優先の観点から、場合によっては法的手段も視野に入れながら権利擁護を行う必要がある。
- 遺産分割協議を円滑に進めるためにも、日頃から法定相続人との関係を保っておくことが重要。
- 今回の場合、法定相続人である弟B氏の精神疾患により、円滑に進まなかった経緯があった。

①

記号 番号  
17  
おなま

A 様

保佐人 (代理権付) 公益社団法人佐賀県社会福祉士会 様

株式会社 ゆうちょ銀行  
（金融機関コード：9900）  
通帳作成日 東京都（代田区）内 2-7-2  
株式会社 ゆうちょ銀行



印紙税申告書  
付につき 税務署承認済



通常貯金ご利用の上限額 13,000,000円 取

この口座を他金融機関からの振込の受取口座として利用される際は  
次の内容をご指定ください  
【店名】 七七八 (読み ナナナナハチ)  
【店番】 778 【預金種目】 普通預金 【口座番号】

②

通常貯金 (兼お借入明細)

年月日	取扱店	お預り金額	お支払金額	現在高(貸付高)
<01> 29-02-06		(三菱クレジット) 自払	3,345	*7,227,603 01
<02> 29-02-06		(ケーラルテレビ) 自払	7,411	*7,220,192 02
<03> 29-02-07	74014 送金	8,484		*7,228,676 03
<04>	九州電力株式会社			*** 04
<05> 29-02-14	77133	九州電力株式会社 (借付)	560,701	*6,667,975 05
<06> 29-02-14	77133	シマダ代	5,973	*6,662,002 06
<07> 29-02-14	77133	イノベニヤ 接取	1,000	*6,661,002 07
<08> 29-02-14	77133	光栄代 (借付)	22,162	*6,638,840 08
<09> 29-02-14	77133	料代	9,612	*6,629,228 09
<10> 29-02-15		119,320年 金		*6,748,548 10
<11> 29-02-15		2,289年 金		*6,750,837 11
<12> 29-02-17	77133	入所預り金	10,000	*6,740,837 12

年月日	取扱店	お預り金額	お支払金額	現在高(貸付高)
<13> 29-02-17	77133	光栄代	3,370	*6,737,467 13
<14> 29-02-17	77133	月給代	89,846	*6,647,621 14
<15> 29-02-21	77133	洋服代	8,036	*6,639,585 15
<16> 29-02-24	77133	機券代	33,833	*6,605,752 16
<17> 29-02-24	77133	印券代	300	*6,605,452 17
<18> 29-02-27		(ファミリーカ) カガ	4,096	*6,601,356 18
<19> 29-02-27		(ファミリーカ) 保険	6,861	*6,594,495 19
<20> 29-03-06		(三菱クレジット) 自払	3,345	*6,591,150 20
<21> 29-03-06		(ケーラルテレビ) 自払	6,460	*6,584,690 21
<22> 29-03-07	74014 送金	8,484		*6,593,174 22
<23>		九州電力株式会社		*** 23
<24> 29-03-14	77133	光栄代	3,359	*6,589,815 24

現在高 (貸付高) の金額に (マイナス) がある場合は貸付高を表します  
( ) 通帳をATM (現金自動預払機) に挿入するときは、矢印の方向に挿入してください

遺産分割協議書



被相続人 C (平成 年 月 日死亡)  
生年月日 昭和 年 月 日  
最後の本籍 佐賀県唐津市  
最後の住所 本籍地と同じ

上記被相続人の死亡により開始した相続について、共同相続人である長女 A (昭和 年 月 日生)、同長男 B (昭和 年 月 日生) の2名で遺産分割協議を行い、次の通り合意した。なお、相続人は末尾記載のもの意外に存在しません。

1 長女 A は以下の遺産を取得する。

【土地】  
所在地 佐賀県唐津市 区  
地番 宅地  
地目 宅地  
積算積 299.56 m<sup>2</sup>

上記のうち持ち分2分の1を相続

【建物】  
所在地 佐賀県唐津市  
家屋番号 番  
種類 居宅  
構造 コンクリートブロック陸屋根2階建  
床面積 1階 75.73 m<sup>2</sup>  
2階 82.00 m<sup>2</sup>

上記のうち持ち分2分の1を相続

2 長男 B は以下の遺産を取得する

【土地】  
所在地 佐賀県唐津市 区  
地番 宅地  
地目 宅地  
積算積 299.56 m<sup>2</sup>

上記のうち持ち分2分の1を相続

【建物】  
所在地 佐賀県唐津市 区  
家屋番号 番  
種類 居宅

構造 コンクリートブロック陸屋根2階建  
床面積 1階 75.73 m<sup>2</sup>  
2階 82.00 m<sup>2</sup>

上記のうち持ち分2分の1を相続

【預貯金・通帳及び現金】合計 504,624 円

内訳 銀行 支店 15 円 口座番号  
現金 504,609 円  
( 銀行 記号番号 -1 からの払出現金)

上記、銀行預貯金及び現金は全額、長男 B が相続するものとする。

また、長男 B は、今後の以下にかかる経費を全額負担するものとする。

- ① A の持ち分を含めた不動産にかかる固定資産税の全額
- ② 土地、建物の維持、管理にかかる経費

3 本協議書に記載のない遺産及び後日判明した遺産については、別途協議の上、相続を決定する。

以上の通り、相続人双方の遺産分割協議が成立したので、本協議書を2通作成し、署名捺印の上、各自1通を所持するものとする。

平成 年 月 日

【相続人】

住所：佐賀県唐津市

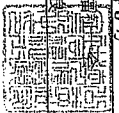
氏名： A

(保佐人)

住所：佐賀県佐賀市八戸一丁目15番3号

公益社団法人 佐賀県社会福祉協議会

法定代理人： 代表理事 田代 勝



【相続人】

住所：佐賀県唐津市

氏名： B

(印)

基本事件 平成：年（家）第：号  
被保佐人 A 氏

佐賀家庭裁判所 御中

上 申 書

平成 年 月 日  
報告者 公益社団法人 佐賀県社会福祉士会  
代表理事 田代 勝典  
（法人保佐人 江藤 渉）

被保佐人 A 氏の母親 C 氏死亡に伴う遺産分割協議について

標記の件について、お電話で報告をしていただき、遺産分割協議が終了いたしましたので、ご報告いたします。

記

1. 被相続人 C (平成 年 月 日死亡)  
生年月日 昭和 年 月 日  
最後の本籍 佐賀県唐津市  
最後の住所 本籍地と同じ

2. 相続人 2名  
A (本人・長女) 昭和：年 月 日生、佐賀県唐津市  
B (長男) 昭和 年 月 日、佐賀県唐津市

3. 相続財産について  
【土地】佐賀県唐津市 宅地 289.56 m<sup>2</sup>  
【建物】佐賀県唐津市 宅 1名 コンクリートブロック陸屋根 2階建  
1階 75.73 m<sup>2</sup>、2階 32.00 m<sup>2</sup>  
【預金及び現金】  
・ 銀行 支店 普通預金 口座番号 15 円  
・ 現金：504,609 円 ( 銀行 記号番号 からの払出現金)

4. 相続財産の按分について  
・ 上記、不動産については、相続人 2名で 2分の1 ずつの相続とする。  
・ 上記、預金及び現金については、全額、長男 B 氏が相続するものとする。また、

A 氏の持分を含めた不動産にかかる固定資産税の全額と、土地・建物の維持、管理にかかると見込まれる経費については、長男 B 氏が負担する。  
※預金及び現金については、長男 B 氏より、「自分がこれまで母親を養護してきたので、自分が全て相続したい」と主張があり、弁護士に相談の上、預貯金の全てを B 氏が相続する代わりとして、B 氏が自宅の維持管理費や固定資産税についてのすべてを唯一氏が負担することを条件に、預金及び現金については全額、長男 B 氏が相続することでご同意しています。

5. 添付書類  
・ 遺産分割協議書 (写し)  
・ 戸籍  
・ 不動産登記書類、土地・建物 (写し)  
・ 佐賀銀行唐津支店取引明細 (写し)  
・ 郵貯銀行取引明細 (写し)  
・ 印鑑証明書 (写し)  
・ 運転免許証 (写し)

以上のことについて、相続人、双方で合意し、別紙の遺産分割協議書のとおりに相続したことをご報告いたします。

連絡先  
公益社団法人 佐賀県社会福祉士会  
法人保佐人 江藤 渉  
〒849-0935  
佐賀県佐賀市八戸権一丁目15番3号  
電話 0952-36-5833、FAX 0952-36-6263